

障 号 外
令和2年4月15日

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から障害福祉
サービス事業所が自主的に休業する場合の届出について (通知)

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。

このことにつきまして、指定権者として事業所の休業の状況を把握したいの
で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から障害福祉サービス事
業所を自主的に休業される場合は、別添の届出書を当課へご提出ください(既に
休業中の事業所は、事後の届出で構いません)。

届出書の内容については、当該事業所の所在する市町村障がい福祉担当課へ
情報提供いたしますのでご了承ください。

なお、感染拡大防止の観点から特に必要と考え自主的に休業することとした
場合であっても、事業所が休業する旨市町村へ報告した上で、利用者の居宅等
において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認
める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているもの
として、報酬の対象とすることが可能となっています(※1)。

この場合は、原則、事前に市町村へ報告する必要がありますので、当課への届
出とは別途、市町村へ報告してください。

※1：「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員
基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」(令和2年4月9日付け厚
生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(別添)の問
2を参照してください。

【担当】

島根県健康福祉部障がい福祉課

自立支援給付グループ

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL: 0852-22-5239 FAX: 0852-22-6687